

四日市市告示第 601 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和4年12月21日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

川尻町 100 番地（JSR 株式会社所有地）における土壤汚染について

2 発表内容

令和 4 年 12 月 20 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、J S R 株式会社（東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号 代表取締役社長 川橋 信夫）から、同社四日市工場敷地内（四日市市川尻町 100 番地）において、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」及び「鉛及びその化合物」による土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

JSR（株）四日市工場敷地内において新たに研究棟建設工事を行うにあたり、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第1項の規定に基づき地歴調査を行い、工場敷地内で使用履歴のある有害物質を対象に、工事予定地（5,594㎡）について、自主的に土壤調査を実施しました。調査の結果全84区画中、1区画で「砒素及びその化合物」が土壤溶出量基準を、2区画で「砒素及びその化合物」が土壤溶出量基準を、1区画で「鉛及びその化合物」が土壤含有量基準を超過しました（地点は別紙参照）。また、土壤溶出量基準を超過した区画で地下水調査を実施したところ、検出されなかったことから、周辺環境への影響はないと考えられます。

なお、工場敷地内において過去に「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」及び「鉛及びその化合物」の取扱いがありました。汚染が発見された区画においては各物質の取扱い履歴がなかったことから、土壤汚染との因果関係は不明です。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

< 土壤調査結果（土壤溶出量） >

物質名	検出濃度 (土壤溶出量基準の倍数)	土壤溶出量基準
ふっ素及びその化合物	1.0mg/L (1.25倍)	0.8mg/L
砒素及びその化合物	0.024mg/L (2.4倍)	0.01mg/L

< 土壤調査結果（土壤含有量） >

物質名	検出濃度 (土壤含有量基準の倍数)	土壤含有量基準
鉛及びその化合物	730mg/kg (4.87倍)	150mg/kg

※汚染区画について、裸地部は被覆養生および立入禁止措置が、裸地部以外はアスファルト舗装がなされており、直接摂取防止、飛散防止及び雨水浸透防止措置が講じられています。

3 対応方針

(1) 届出に記載の措置内容が適正に実施されていることを令和 4 年 12 月 22 日、現地へ

の立入調査を実施します。

(2) 事業者に対して、土壌汚染対策が適切に実施されるよう指導しています。

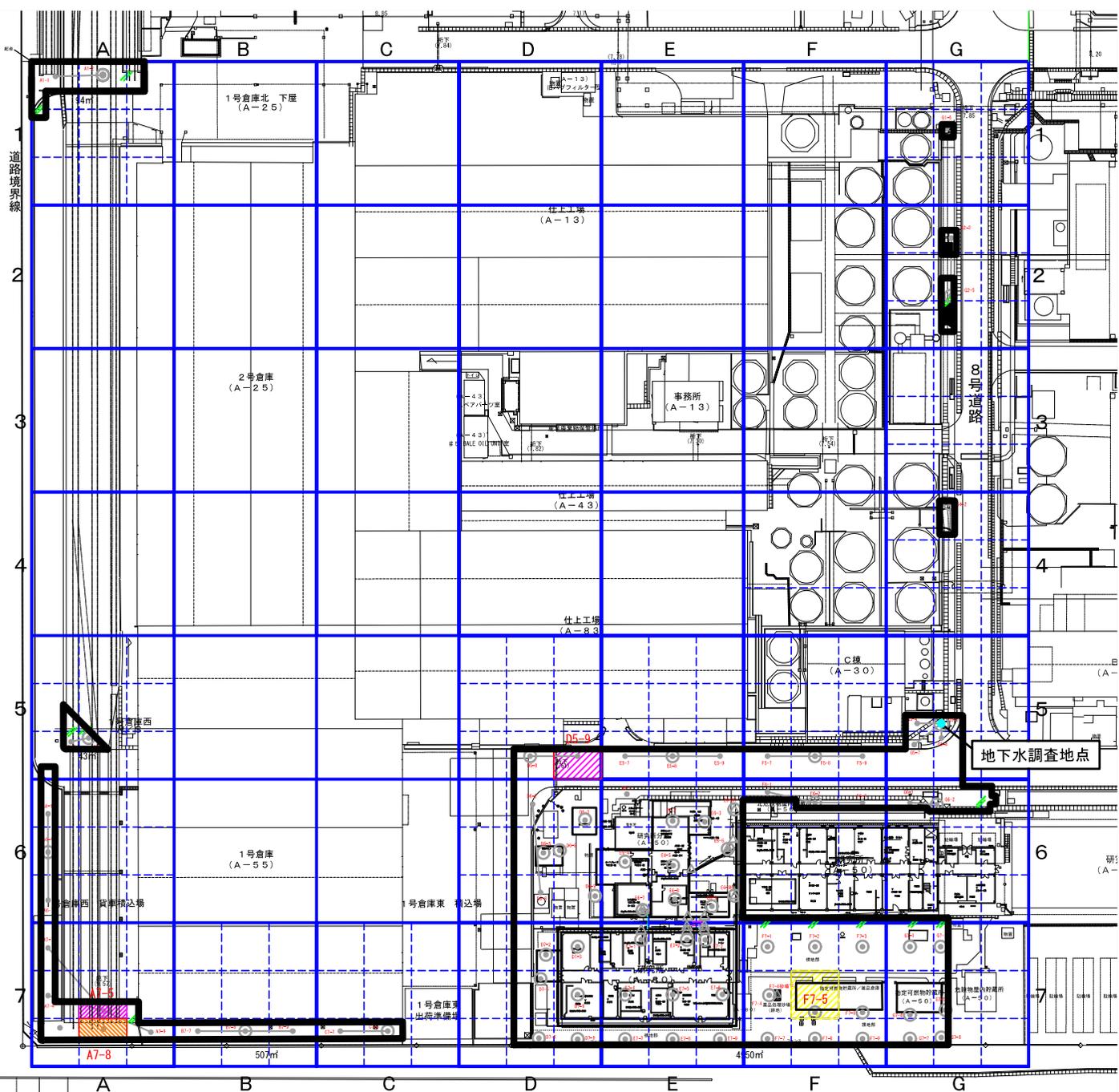
(環境部環境政策課)

工場周辺図

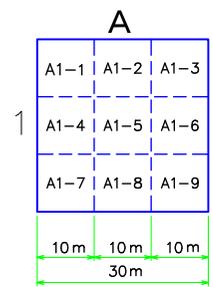


画像引用 : OpenStreetMap

基準値超過区画位置図



30m格子内採取地点番号



- 土地の形質変更予定地 面積 5,594㎡ 全84区画
- 統合区画
- 地下水調査地点

基準値超過区画(4区画)

- 基準値超過区画: ふっ素(土壌溶出量) F7-5区画 (面積:100㎡)
- 基準値超過区画: 砒素(土壌溶出量) A7-5区画 (面積:35.2㎡)
- 基準値超過区画: 砒素(土壌溶出量) D5-9区画 (面積:63.3㎡)
- 基準値超過区画: 鉛(土壌含有量) A7-8区画 (面積:44.4㎡)

分析値

区画名	F7-5	区画名	A7-5	区画名	D5-9	区画名	A7-8
対象物質	ふっ素 (土壌)	対象物質	砒素 (土壌)	対象物質	砒素 (土壌)	対象物質	鉛 (土壌)
深度	分析値	深度	分析値	深度	分析値	深度	分析値
表層	1.0	表層	0.024	表層	0.015	表層	730
GL-0.75m	0.20	GL-0.75m	0.001	GL-1.0m	<0.001	GL-0.75m	<10
GL-1.0m	0.09	GL-1.0m	0.001	GL-2.0m	0.019	GL-1.0m	<10
GL-2.0m	<0.08	GL-2.0m	0.004	GL-3.0m	0.011	GL-2.0m	<10
地下水	0.36	地下水	0.001	GL-3.25m	0.006	地下水	<0.001
基準値: 0.8 mg/L		基準値: 0.01 mg/L		GL-4.0m	0.005	基準値: 150 mg/kg-dry	
				GL-5.0m	0.005		
				地下水	<0.001		
				基準値: 0.01 mg/L			